

ラオ族が78%で、他の民族は、カム族が12%、プーノイ族が1%である。図2-3で示された民族を概説すると²³⁾、中国・タイ語語族に分類されるラオ族とタイダム族はラオルムであり、モン(Mon)・クメール語族カム族、およびチベット・ビルマ語族系のプーノイ族は、ラオトゥンである。さいごに、ミャオ・ヤオ語族系のモン(Homng)族は、ラオスンである。ラオ族とタイダム族は上座仏教を信仰しており、カム族、モン族、ラオトゥン族は精霊崇拜を信仰している。

以上をまとめると、比較的村落の設立年が新しいNapo村とHouytom村は、居住世帯に占める移住者の割合が高く、山腹地域の少数民族であるカム族が流入していることがわかる。一方で、設立年数の古いKouay村は、居住世帯に占める移住者の割合が低く、かつ約9割がラオ族で構成されていることがわかる。

表2-2は、3村落における森林の構成をまとめている。Houytom村は、統計の資料がなく、現地の人々も面積を把握していないので保護林、保安林、生産林、埋葬林の面積はわからない。一方で、Napo村とKouay村については、Sayalath et al. (2011)から、森林の構成が明らかになっている。また、Napo村とKouay村は、2011年に村落共有林の使用権が発行されている。ここで、3村落ともに森林の総面積に対して、村落共有林の割合は多くないことがわかる。

一方で、村落共有利用林については、図2-4から、Napo村では97世帯中86世帯、Kouay村では142世帯中132世帯、Houytom村では110世帯中108世帯が何かしらの目的で利用している。すなわち、3村落ともに8割以上の村民が村落共有利用林を必要としている。3村落を比較すると、Napo村は燃料、建設材、食糧が多いが、他村落と比べて、手工芸品の材料としての利用が多いことは着目できる。Kouay村とHouytom村は燃料と建設としての利用が多い。とりわけ、Kouay村は燃料としての利用が多いことがわかる。冠婚葬祭では、村落全体で行われるので、その資金

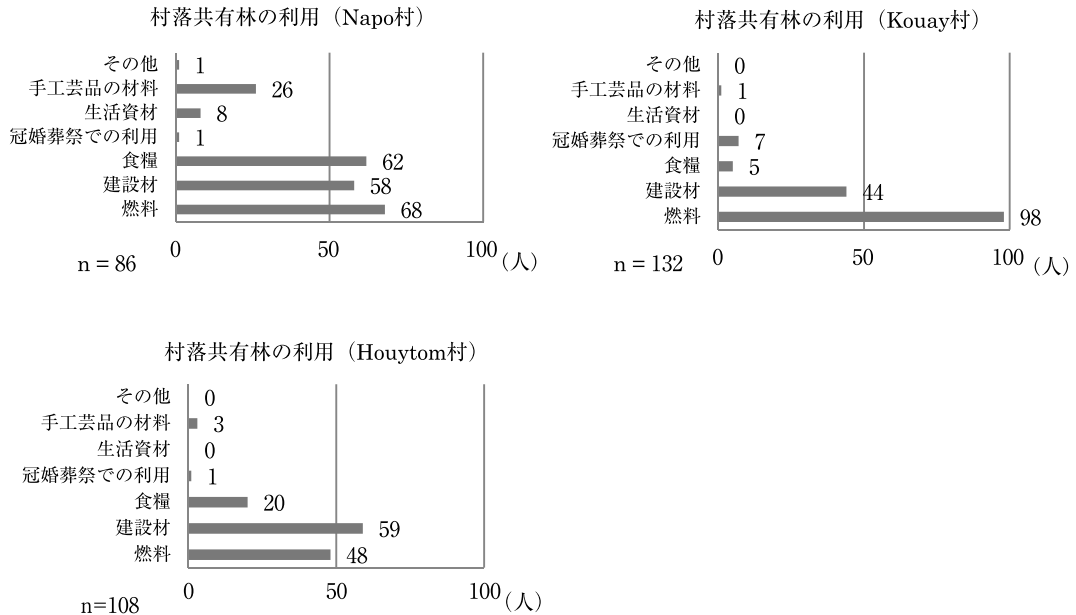
表2-2 3村落の森林

調査村	森林の構成					
	総面積 (ha)	保護林 (ha)	保安林 (ha)	生産林 (ha)	埋葬林 (ha)	村落共有林 (ha)
Napo 村	1,356.2	0 (0%)	1,122.4 (83%)	168.11 (12.3%)	14.77 (1.0%)	50.94 (3.7%)
Houytom 村	401.6	n.a	n.a	n.a	n.a	3.5 (0.8%)
Kouay 村	2,434.11	670 (27.5%)	1,453 (59.7%)	168.11 (6.9%)	8 (0.3%)	135 (5.6%)

出所：Sayalath et al. (2011) と現地調査をもとに筆者が作成。

23) 民族の分類については、綾部・林・上田 (1996, 44-68ページ) と世界民族博覧会のラオスの民族ページ http://wee.kir.jp/laos/lao_people.html (2014年6月26日アクセス) を参照。

図2-4 3村落における村落共有林の利用（複数回答可）



出所：アンケート調査から筆者が作成。

が不足した場合に、村落で協議の上で利用する。

コモンプールとして村落共有林を捉えた場合、村落共有林は過剰に利用される可能性がある。この少ない割合の森林を管理するためには、コミュニティ・ガバナンスが重要な役割となる。以下では、3村落におけるコミュニティ・ガバナンスに着目し、それらがフリーライダーを抑制することができるか、あるいはそのためにどのような制度を設計しているかを考察する。

2-2. 3村落におけるコミュニティ・ガバナンス

第2項では、第1節第2項の分析を踏まえて、ビエンチャン都サントン郡の3村落における村落共有林の管理におけるコミュニティ・ガバナンスについて考察する。はじめに、村落共有林についてのコミュニティ・ガバナンスの運営体制を明らかにする。ここでは、コミュニティ・ガバナンスがフリーライダーの発生を抑制するように設計されているかに着目する。つぎに、そのようなコミュニティ・ガバナンスの運営体制の下で、コミュニティ・ガバナンスにおいて、藪田(2004)と寺出(1993)に依拠して、どのような配分・監視・処罰に関するルールを設計しているかを明らかにする。

(1) 村落共有林についてのコミュニティ・ガバナンスの運営について

村落共有林事業を運営するための管理組織体制として、村落委員会が設計されている。村落委

員会は、村長と副村長による運営陣の下に、いくつかの村落組織によって構成されている（表2-3を参照）。これらの村落組織は、機能的集団²⁴⁾である。村落共有林管理の運用面については、森林団が森林の管理活動の取り仕切りと森林状況の評価を務める。加えて、自警団、防衛団、土地管理団が監視活動に参加する。手工業団は村長からの委託を受けて木材加工品を生産する。

各機能的集団は最低月に一度は会議を催している。加えて、各機能的集団の長は、毎週1回は集まり会議を催している。その場で、モニタリングの日にちをいつにするか、自警団、防衛団、土地管理担当から誰が参加するかが話し合われている。

このように、小集団として活動することで、役割ごとで分業して効率的に活動を進めることができる。しかし、それだけでなく、メンバーが相互に相手の行動を監視できるので、フリーライダーの発生しづらい状況をつくることができる。

村落では定期的に会議を開催している。全体会議では、郡からの連絡事項を伝達するだけでなく、村落における課題を検討し、最終的な合意をとる場である（表2-4を参照）。会議の議題は、村長と副村長が事前にまとめておき、会議にて村落全体で議論した後に、参加者の60%以上の合意で最終的に可決されることになっている。村落共有林に関する制度の設計や修正も全体会議で

表2-3 森林管理における各機能的集団の概要

名 称	村落内の役割	村落共有林管理における役割
運 営	・村落内の取り仕切り ・行政と住民の橋渡し役	運営
老人団	・村落の文化交流、伝統行事の取り仕切り ・村落の伝統文化、慣習の継承 ・村落の相談役	慣習の伝承 運営会議に参加（例えば、違反者への尋問）
女性団	・女性の団結 ・子供たちの教育	運営会議に参加（例えば、違反者への尋問）
若人団	・村落活動のサポート	運営会議に参加（例えば、違反者への尋問）
手工業団	・木材加工物の生産	生産活動
森林団	・活動の取り仕切り ・森林状況の評価	管理活動の取りまとめ、森林の環境評価 モニタリングへの参加
自警団	・村の治安担当：村落内部の見回り	モニタリングへの参加
防衛団	・村の治安担当：外部からの防衛	モニタリングへの参加
土地管理団	・利用権の明確化 ・土地税の徴収	モニタリングへの参加

出所：Sayalath et al. (2011) と現地調査をもとに筆者が作成。

24) 機能的集団とは、家族や村落のような基礎的集団の中で、「特定の機能を果たすことを目的として人為的に形成された」ものを指す（上田編，1975，114ページ）。

表 2-4 村落会議の概要

調査村	内容			
	頻度 (回/月)	参加 (人)	取りまとめ	意思決定
Napo 村	2	最低1世帯1人 *無断欠席は2回目以降 30,000kipの罰金	・村長と副村長(3人) ・議題は、村長・副村長とヌア イの長で話し合い	参加者60% の合意
Kouay 村	1	最低1世帯1人 主に女性が参加 *無断欠席に対する罰金 は特になし	・村長と副村長(3人)	参加者60% の合意
Houytom 村	1	最低1世帯1人 *無断欠席は2回目以降 20,000kipの罰金	・村長と副村長(3人) ・議題は、村長・副村長とヌア イの長で話し合い	参加者60% の合意

出所：現地調査から筆者が作成。

決定されている。全体会議は、村落内の意思統一の場であり、コミュニティ・ガバナンスの貢献の規範 (a^*) を決定する場となる。

また、各管理組織間の会議は週に1回、各管理組織の会議は月に最低1回実施している。モニタリング活動は、各管理組織間の会議で日程が決定されて、その後に各管理組織の会議で動員されるメンバーが決定される。

3村落ともに、各世帯で最低1人は参加が義務付けられており、Napo村では、会議に無断欠席した場合は、はじめは口頭での注意のみだが、2回目以降は、30,000kipの罰金を支払うことが定められている。Houytom村でも同様の手続きで20,000kipの罰金が定められている。Kouay村では、特に罰則は定められていない。さらに、Napo村では、村落共有林の利用に関して違反者が出た場合や管理活動を怠けている場合、違反者は、運営陣、若人団・女性団、老人団、および森林団の長の前で尋問が行われ、全体会議の場で罰金を支払わせる仕組みになっている。

これらの処罰の仕組みは、第1節で示したように、各村民の持つ互惠性の規範が機能して各村民の貢献水準を高めることにつながる。つまり、個別で注意を受けたり、罰金を払ったりなどの処罰を加えられるよりも、公の場で処罰を加えられる方が、前節第2項で示したように、村民の精神的な損失の感受度 (σ) は向上する。

以上のように、3村落では、森林管理について組織化を行い、さらにフリーライダーの発生を抑制するために、第1節で示した、各村民の社会的選好が機能するようにコミュニティ・ガバナンスが設計されていることがわかる。とりわけ、Napo村では、全体会議の場を用いてフリーライダーを抑制している。

(2) 村落共有林の利用に関する配分ルール、監視ルール、処罰ルールについて

以下では、前項で明らかにしたコミュニティ・ガバナンスの運営の下で、3村落がどのような制度を供給しているかを明らかにする。前述したように、コモンプールの利用は、過剰なものになるので、コモンプールを利用できるメンバーシップを明確にする境界ルール、資源の利用自体に制限を設ける配分ルール、違反者が現れないように監視する監視ルール、および違反者に対して処罰を科する処罰ルールを設計する必要がある。ただし、ここでの処罰ルールは、前述した管理に関するものとは異なり、利用に関するものである。それぞれのルールの詳細は、表2-5、2-6、2-7にまとめている。ここで、境界ルールは、ラオスの森林政策において、土地の使用権の持ち主と各土地の境界線は決定されているので、定められているものと考えられる。

また、他の村落による村落共有林の利用（trans-boundaryの問題）を妨げる対策も講じられている。サントン郡では、近接している複数の村落をクラスターとしてまとめており、クラスター内での会議も定期的に行われている。村落間での争い事は、クラスターレベルで村落同士での解決が図られ、それでも解決しない場合は、郡の行政が介入することになっている。また、前述したように、各村落には、外部からの侵入者を見張る防衛団が設けられており、防衛団はモニタリング活動にも参加している。

3村落において共通していることは、村落共有林の利用が市場での販売目的の採取ではなく、自家消費に限るということである。それに関連し、採取に関しては人力に限るものとされている。また、Napou村とHouytom村では運搬に関しても人力に限られる。3村落ともに、村落にとって共有な資源のために、開墾や私有地間を結ぶ道路の開通などの私的な活動は禁止されている。ただし、HouytomとKouayは、村落で議論し合意がとれれば認可されている。

加えて、非木材林産物の利用は、基本的に許可をとることなく自由に採取可能であるが、部分的に過剰に利用されている箇所がある場合には、植生が回復するまで利用を制限するルールも定めている。Napou村とHouytom村では、樹木の採取に関しては、村長に利用を申請して許可を得なければならない。また、Napou村では、1年期の竹の採取は禁止している。Kouay村では、SNVのプロジェクトサイトのみ同様の制限が設けられている。一方で、時期や季節ごとの利用の制限なく、放牧を認可しており、共有林はどこからでも入山可能となっている。さらに、Houytom村では、*Azelia Xylocarpa*²⁵⁾を伐採が禁止されている特定樹として定めている。

監視活動に関しては、前述したように、基本的に森林団、自警団、防衛団、および土地管理団

25) *Azelia Xylocarpa* は、マメ科ジャケツイバラ亜科であり、ミャンマー、タイ、ラオス、ベトナム、中国が主な原産地である。*Azelia Xylocarpa* は木質が堅く、家屋や柱などの建設材として用いられるが、IUCN (International Union for Conservation of Nature) によって絶滅種としてレッドリストに挙げられている。詳しくは、The IUCN Red List of Threatened Species, <http://www.iucnredlist.org/details/full/32811/0> (2014年6月28日アクセス) を参照されたい。

表 2-5 配分ルールの一覧

項目	調査村		
	Napo 村	Kouay 村	Houyтом 村
利用の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・胸高直径20cm以上の樹木の伐採は村長に利用を申請(20cmは1本につき100,000kip, 30cm以上は、120,000kipを払う)。 ・胸高直径20cm以下は、5本まで無許可で伐採可能。 	特になし	・樹木の伐採は村長に利用を申請。
用途(販売等)の限定	自家消費に限る。 販売目的の採取は罰金。	自家消費に限る。 販売目的の採取は罰金。	自家消費に限る。 販売目的の採取は罰金。
特定樹種・成木の禁伐	なし	なし	特定樹種：Afzelia Xylocarpa
産物の採取可能な成長期、あるいは制限部位	<ul style="list-style-type: none"> ・whole bamboo clumpは採取してはいけない。 ・1年期の竹の採取は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNVのプロジェクトが実施されている部分では、1年期の竹、whole bamboo clumpの伐採は禁止。それ以外は特に制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・whole bamboo clumpは採取してはいけない。 ・1年期の竹の採取は禁止。
放牧の禁止	なし	なし	なし
開墾の禁止	あり	あり	あり
私有地間の共有林の道路の開通	禁止	・村落会議で議論し合意が取れば許可。	・村落会議で議論し合意が取れば許可。
資源の採取期日制限	なし	なし	なし
入口の制限	なし	なし	なし
採取場の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性が低下している箇所での採取は制限。 *判断はSNVが行っていたが、将来的に森林団が務めたいと考えている。 *採取不可の箇所には目印として境界として木に印をつけて周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNVのプロジェクトが実施されている部分では、竹の利用は制限、樹木の伐採は禁止。それ以外は特に制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性が低下している箇所での採取は制限。 *判断は村長が行い、村落会議で合意をとる。
運搬の制限	人力に限る。	トラックによる搬出も認可。	人力に限る。
禁止器具	人力に限る。	人力に限る。	人力に限る。

出所：現地調査から筆者が作成。

のそれぞれの機能集団から動員される（表2-6を参照）。また、季節による利用の制限はないが、雨季は労力を有すために監視活動は頻繁に実施されない。